

## 第5 第6条

### (一商標一出願)

**第6条** 商標登録出願は、商標の使用をする1又は2以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。

3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

1. 指定商品又は指定役務の記載は、[省令別表（商標法施行規則第6条）](#)に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならない。
2. 小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）については、次のとおり解するものとする。
  - (1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいうものとする。
  - (2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。
3. 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、[第6条第1項及び第2項](#)の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

（例1）複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第 5 類 衛生マスク及びこれらの類似商品

第 7 類 機械器具

第 3 7 類 機械器具の貸与

第 4 0 類 廃棄物の処理及びその関連役務

(例 2) 「〇〇〇業」(業種名)や「〇〇〇店」(施設を指称)という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第 2 5 類 百貨店

第 4 2 類 総合レンタル業

(例 3) 政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第 1 2 類 乗物その他移動用の装置

第 3 2 類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

4. 指定商品又は指定役務の表示は不明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できるときは、[第 6 条第 1 項](#)の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例) 一区分に属する商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第 2 類 全ての商品

第 2 9 類 食肉, その他本類に属する商品

第 3 5 類 全ての役務

第 3 9 類 貨物車による輸送, その他本類に属する役務

5. 上記 3. ないし 4. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する(審査官

名による手続補正指示) ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

6. 指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、[第6条第2項](#)の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例) 第9類 時計

この場合は、「第14類 時計」と補正することができる。

第36類 雑誌による広告の代理

この場合は、「第35類 雑誌による広告の代理」と補正することができる。

(例) 第16類 雑誌, 雑誌による広告の代理

この場合は、「第16類 雑誌  
第35類 雑誌による広告の代理」と補正することができる。

7. 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、原則として、[第6条第1項](#)の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

#### 8. その他

- (1) 商品及び役務の区分のみが記載されているときは、[第5条の2第2項](#)に基づく補完指令の対象となる。
- (2) 指定商品又は指定役務のみが記載されているときは、補正指令（方式）の対象となる。
- (3) 商品及び役務の区分が2以上である場合は、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務を繰り返し記載していないものは補正指令（方式）の対象となる。

(例) 第1類、第3類、第5類 化学品, 化粧品, 薬剤

9. 商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）施行の際、現に特許庁に係属している商標登録出願は、改正前の第6条第1項に基づき上記3.ないし6.と同様に取り扱うものとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

- [25.71](#) 国際商標登録出願について「商標の音訳」、「商標の翻訳」又は「商標の記述」についての記載があった場合の取扱い
- [28.01](#) 商標法施行規則別表の表示に従っていない役務表示についての取扱い
- [46.01](#) 不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する運用について

○[審判決要約集（第6条）](#)